

へき楽園デイサービスセンター 利用料金表
(介護予防・日常生活支援総合事業)

1. 介護保険の給付対象となるサービス費

○通所型サービス費

(単位:円)

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援1	4,360円(1回につき)	436	872	1,308
	17,980円(1月につき) ※ただし、1か月の提供回数が 4回を超えた場合	1,798	3,596	5,394
事業対象者 要支援2	4,470円(1回につき)	447	894	1,341
	36,210円(1月につき) ※ただし、1か月の提供回数が 8回を超えた場合	3,621	7,242	10,863

○加算に関するサービス費

(単位:円)

加算の種類		加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者 要支援1	880/月	88	176	264
	事業対象者 要支援2	1,760/月	176	352	528
科学的介護推進体制加算		400/月	40	80	120
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)		総単位数の12.0%			

○加算に関するサービス費 【該当がある場合】

(単位:円)

加算の種類	加算額			
	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
送迎減算	-470/回	-47	-94	-141

2. 介護保険外のサービス費

食費	660円(1食につき)
----	-------------

◆高額介護サービス費について◆

高額介護サービス費とは、1ヶ月に支払った利用者負担の合計額が負担限度額を超えたとき、超えた分が払い戻される制度です。利用者負担には、月々の負担の上限額が設定されています。利用者負担（介護サービス費の1～3割）が月額上限を超えた場合、超過分の払い戻しを受けることができます。

◆社会福祉法人による利用者負担の軽減制度について◆

低所得者で生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的役割に鑑み、利用者負担を軽減することにより、介護サービスの利用促進を図ることを目的に実施しています。

軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税であり、各要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めたものとなります。軽減を受けるためには各市町へ申請書を提出してください。